# 高知西高等学校国際交流推進会会則

(名称)

第1条 本会は、高知西高等学校国際交流推進会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、高知西高等学校(高知市鴨部2-5-70)内に置く。

(目的)

第3条 本会は、高知西高等学校における国際理解教育の推進を図ることを目的とする。

(事業)

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために学校と密接な連絡をとりながら次の事業を行う。
  - 1 留学生募集、外国人留学生受け入れ家庭募集に関する援助
  - 2 高知西高等学校在籍の海外派遣留学生及び高知西高等学校に通学する外国人留学生 に対する相談及び援助
  - 3 外国人留学生受け入れ家庭に対する相談及び援助
  - 4 外国人留学生との交流会の開催
  - 5 海外姉妹校の提携事業の推進
  - 6 会員相互の研修
  - 7 その他、本会の目的達成に関する事業

(会員)

- 第5条 本会の会員は次の事項に該当し、会費を納入した者とする。
  - 1 海外留学を希望する生徒の保護者
  - 2 外国人留学生の受け入れを希望する者
  - 3 外国人留学生の受け入れ・海外留学の経験者
  - 4 将来、外国人留学生の受け入れを希望する者
  - 5 その他、本会の趣旨に賛同する者

(会員の登録及び更新)

第6条 会員の登録及び更新は当該年度中に行うものとする。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

会長1名 副会長若干名 事務局長1名 事務局次長1名 会計1名 監査2名 幹事若干名 (任務)

- 第8条 本会の役員の任務は、次のとおりとする。
  - 1 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
  - 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は、その職務を代理する。
  - 3 事務局長は、本会の運営等に関する企画立案、及びその職務を掌る。
  - 4 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長不在のときは、その職務を代理する。
  - 5 会計は、会計事務を処理する。
  - 6 監査は、予算が適切に執行されているかを確認、認証する。
  - 7 幹事は、事務局長を補佐し、会務を処理する。

(選出)

- 第9条 本会の役員の選出は、次のとおりとする。
  - 1 会長、副会長は、総会で会員の中から選出する。
  - 2 事務局長、幹事、会計は、会長が会員及び本校教職員の中から委嘱する。

(任期)

第10条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(監査)

第11条 監査は、総会で会員の中より2名選出し、任期は1年とする。毎年1回、会計事務について監査する。

(顧問)

- 第12条 本会には、名誉顧問、顧問を置くことができる。
  - 1 名誉顧問、顧問は、役員会の承認を得て、会長が委嘱する。
  - 2 顧問は、会務について会長の相談に応じる。

(アドバイザー)

- 第13条 本会には、アドバイザーを置くことができる。
  - 1 アドバイザーは、役員会の承認を得て、会長が委嘱する。
  - 2 アドバイザーは、役員会の諮問に応じる。
  - 3 アドバイザーの任期は、1年とする。

(総会)

#### 第14条

- 1 総会は年1回開催し、次の事項を審議する。また、必要に応じて臨時に開催することができる。総会は会長がこれを招集する。
  - (1) 会務、会計の報告
  - (2) 役員の選出、承認
  - (3) 会則の改正
  - (4) 事業計画及び予算の審議
- 2 出席者の2分の1以上の賛成により、決定し承認される。

## (役員会)

### 第 1 5 条

- 1 役員会は、会長、副会長、事務局長、事務局次長、幹事、会計で構成し、必要に応じてアドバイザーを含めることができる。
- 2 役員の3分の1以上の出席または委任で成立する。
- 3 役員会で処理した緊急事項は、次の総会で承認を得なければならない。

(会計)

第16条 本会の経費は、会費及び寄付金、その他の収入をもってこれに当てる。

(会費)

第17条 会費は、総会において決定する。

(会計)

第18条 会計事務の取扱いは、文書をもって校長に委任する。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(付則)

- 1. 本会則は、平成6年5月13日より実施する。
- 2. 本会則第6条、第7条、第8条、第15条一部改正。(平成22年7月2日)
- 3. 本会則第18条追加。本会則第8条、第14条表記改正。(平成23年6月10日)
- 4. 会費は、1年会員1,000円、5年会員3,000円とする。但し、西高校PTAについては年会費500円とする。(平成29年度より実施)

## 高知西高等学校国際交流推進会奨学基金規則

- 第1条 高知西高等学校国際交流推進会は、高知西高等学校への留学生受け入れ家庭を支援するために本基金 を設置する。
- 第2条 本基金は、高知西高等学校国際交流推進会留学生奨学基金と称し、高知西高等学校国際交流推進会の 経費を充て、毎年総会にて予算化し、承認を受ける。
- 第3条 高知西高等学校への留学生の受け入れ家庭には、月額20,000円を支給する。
- 第4条 高知西高等学校への留学生の受け入れ家庭には、通学のための交通費(実費)を支給する。
- 第5条 高知西高等学校への留学生の受け入れ家庭には、諸経費として月額10,000円を上限に支給する。

(付則)

- 1. この奨学基金は平成9年6月21日より実施する。
- 2. 第3条一部改正。第4条追加。(平成19年6月15日)
- 3. 第5条追加。(平成26年6月6日)